

厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令
(平成十五年八月二十九日厚生労働省令第百三十二号)

最終改正：平成二八年八月三十一日厚生労働省令第一四四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十四号の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令を次のように定める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例）

第一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。）（以下この条において「乳幼児」と総称する。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

第二条 削除

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 の特例)

第三条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項 に規定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター(児童福祉法第四十三条 に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項 の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業(児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により当該児童発達支援センターの障害児(児童福祉法第四条第二項 に規定する障害児をいう。以下同じ。)に対して食事の提供を行う事業をいう。)を実施することができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

(医療法施行規則 の特例)

第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項 に規定する構造改革特別区域内における病院(医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。)について、臨床試験専用病床(一般病床(医療法第七条第二項第五号 に規定する一般病床をいう。))であって、患者以外の者を被験者として行われる治験(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十七項に規定する治験をいう。)その他の臨床試験(当該臨床試験に係る被験者の入院期間がおおむね十日以内であるものに限る。))を実施する場合に当該被験者を入院させるための病床をいう。)を整備することを認めて法第四条第九項 の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後における当該認定に係る病院に対する医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号)第十六条第一項第三号 及び第十一号 の規定の適用については、同項第三号 イ中「の病室」とあるのは「の病室(臨床試験専用病床(厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令 (平成十五年厚生労働省令第百三十二号)第四条に規定する臨床試験専用病床をいう。以下同じ。))に係る病室を除く。)」と、同項第十一号 ロ中「の廊下(病院に係るものに限る」とあるのは「の廊下(病院に係るもの(臨床試験専用病床に係る病室に隣接するものを除く。))に限る」と、同号 ハ中「廊下(」とあるのは「廊下(臨床試験専用病床に係る病室に隣接するもの及び」とする。

附 則

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二四日厚生労働省令第三四号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年九月三〇日厚生労働省令第一四四号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日厚生労働省令第一六三号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二五日厚生労働省令第九一号)

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二七日厚生労働省令第一七四号)

この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)附則第三条の規定に基づき指定障害者デイサービス事業者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第九十二条第一項に規定する指定障害者デイサービス事業者をいう。)が当該地域において児童デイサービス(障害者自立支援法第五条第七項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。)が提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。)に対して障害者デイサービス(障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業に係る構造改革特別区域計画(構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画をいう。以下同じ。)の認定を受けている地方公共団体については、第二十二条の規定による改正後の厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第四条の二に規定する特定事業に係る認定を受けたものとみなす。

2 施行日において現に構造改革特別区域法附則第三条の規定に基づき指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が当該地域において児童デイサービス又は障害者デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービス又は障害者デイサービスを受けることが困難な障

害児又は知的障害者(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者をいい、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に基づく保険給付を受けることができる者を除く。)に対して指定通所介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。)を行う事業に係る構造改革特別区域計画の認定を受けている地方公共団体については、第二十二条の規定による改正後の厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第四条の三に規定する特定事業に係る認定を受けたものとみなす。

附 則 (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第九三号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六九号)

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月一日厚生労働省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一日厚生労働省令第八九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において、保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。)の食事の提供方法について構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)附則第五条の規定により必要な措置を講じているものは、施行日以後は、この省令による改正後の厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令別表第三に掲げる公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業であるものとみなす。

附 則 (平成二一年三月一三日厚生労働省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年一月六日厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年六月一日厚生労働省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一〇月一四日厚生労働省令第一一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年六月一日厚生労働省令第六八号）

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

（検討）

第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年九月二二日厚生労働省令第一一六号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年一一月三〇日厚生労働省令第一四三号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成二四年一月二六日厚生労働省令第八号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に第十九条の規定による改正前の厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（以下この条において「旧特区省令」という。）第四条第一項の規定により基準該当児童デイサービス事業所（第二十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）とみなされていた指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）については、当分の間、旧特区省令第四条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧特区省令第四条第一項中「又は児童デイサービス（同条第八項に規定する児童デイサービス」とあるのは「、児童発達支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）又は放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービス」と、「自立訓練又は児童デイサービス」とあるのは「自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービス」と、「同法」とあるのは「障害者自立支援法」と、「基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）」とあるのは「児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。）を行う事業所」と、「並びに第五章第五節（第百十一条（第五十八条及び第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く」とあるのは「を除く」

と、「せず、指定障害福祉サービス基準第百十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする」とあるのは「しない」と、「若しくは児童デイサービス」とあるのは、「児童発達支援若しくは放課後等デイサービス」と、「知的障害児施設」とあるのは「障害児入所施設」とする。

附 則（平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第五条に規定された特例に関する措置の適用を受けている同令別表第二の上欄に掲げる事業所又は施設については、同条及び同表の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成二四年三月三〇日厚生労働省令第六四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年九月五日厚生労働省令第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年七月一日厚生労働省令第九〇号）

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年十一月二二日厚生労働省令第一二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年二月一四日厚生労働省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一月一六日厚生労働省令第五号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月一八日厚生労働省令第六号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年八月三一日厚生労働省令第一四四号）

この省令は、公布の日から施行する。